

平成28年度 住民基本台帳の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

(平成28年4月1日～平成29年3月31日分)

閲覧者申請者	閲覧事由概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般財団法人 中央調査社 会長 大室 真生	職業に関する意識調査	平成28年11月22日	満20歳以上満69歳以下の 日本人の男女15名